

高麗郡建郡 1300 年記念事業「ロゴマーク」使用要綱

(趣 旨)

このロゴマーク使用要綱は、2012年5月に「高麗郡建郡 1300 年記念事業ロゴマーク」を正式決定し、その後の使用の取り扱いについて定めたものです。

(注：2013年7月5日付で、当ロゴマークは特許庁に商標登録されています)

使用の規定の主なポイントは、①「ロゴマークを使用する者は、高麗郡建郡 1300 年記念事業委員会の会員であること。(もし、使用を希望するのであれば会員になっていただくという条件です) ただし、例外者も有りうる。」②「使用に際しては、必ず記念事業委員会に使用申請書を提出していただく。もし使用等について疑問事項等がある場合は使用規定委員会に諮るか、意見を聞いた上で記念事業委員会の会長が承認を判断する。」③「使用料に関しては当分の間、無料とする。現在は、まだ広く普及の段階であり、広く使用してもらうことが第一と考えている。(ただし、近い将来、このロゴマークに相応の価値が生じた場合は使用規定委員会が判断・審議して、営利目的で使用する場合は有料とすることも有り得る。)」の3点です。

なお、使用規定委員会は、高麗郡建郡 1300 年記念事業委員会内におき、ロゴマークの使用等について検討・審議する会で、最終的には記念事業委員会の会長が判断します。

高麗郡建郡 1300 年記念事業ロゴマーク使用規定委員会

「高麗郡建郡 1300 年記念事業」ロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高麗郡建郡 1300 年記念事業委員会（以下「記念事業委員会」という。）事務局以外の者が、「高麗郡建郡 1300 年記念事業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の使用権限は、記念事業委員会に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ記念事業委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。且つ又、記念事業委員会の会員でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、または県、市町村などの地方公共団体等が公用または公共用に使用する場合
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (3) 出版社、旅行社等が雑誌・パンフレット等に使用する場で、「高麗郡建郡 1300 年記念事業」の広報的効果が期待できる場合
- (4) その他会長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、事前に「高麗郡建郡 1300 年記念事業ロゴマーク使用申請書」（様式 1 号）に、次の各号に定める書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用内容がわかる企画書等
- (2) 使用対象物の見本（見本を添付できない場合は写真でも可）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の基準)

第5条 会長は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、「高麗郡建郡 1300 年記念事業ロゴマーク使用承認通知書」（様式 2 号）を申請者へ送付する。

2、ロゴマーク使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は承認しないものとする。

- (1) 「高麗郡建郡 1300 年記念事業」の信用やイメージを害するものと認められる場合
 - (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (3) その他会長が承認することを不相当と認めた場合
- (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、近い将来、営利目的の使用に関しては見直す場合が有り得る。

(使用に条件)

第7条 会長は、必要があると認める場合には、ロゴマークの使用法その他について、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた範囲のみに使用すること。
- (2) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) ロゴマークを使用した場合には、使用実績（パンフレット、写真等）を速やかに記念事業委員会に提出すること。

(使用承認の期間)

第9条 ロゴマークの使用期間は、申請のあった期間、または平成 28 年 12 月 31 日のいずれかの早い日までの期間とする。

(承認内容の変更等)

第10条 ロゴマークの使用者が、承認を受けた内容について、追加または変更をしようとする場合は、「高麗郡建郡 1300 年記念事業ロゴマーク使用内容追加（変更）申請書」（様式 3 号）を、あらかじめ会長に提出しなければならない。

2、会長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、「高麗郡建郡 1300 年記念事業ロゴマーク使用内容追加（変更）承認通知書」（様式 4 号）を申請者へ送付する。

(承認の取り消し等)

第 11 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 使用者が承認の際に付した条件に違反した場合

- (3) 申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められる場合

2 会長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、または調査することができる。

(経費等の負担)

第12条 記念事業委員会は、この要綱によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係わる一切の経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 記念事業委員会は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第14条 会長は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、記念事業委員会事務局が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 9月 1日から施行する。